

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

項目番号	該当箇所	意見
1	第6条第1項1号イ・ロ	<p>ICチップが組み込まれた本人確認書類について、次の事由によりICチップ情報の読み取りができない場合、どのように取り扱うべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ICカードやICチップ情報の読み取り機器の故障 ②顧客による運転免許証の暗証番号の失念 ③特定事業者がICチップ情報の読み取りに対応できていない(ICチップ情報の読み取り機器・アプリが準備できていない) <p>次のような対応が考えられるが、いずれの対応とするかは特定事業者の判断と考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各本人確認書類について、第6条第1項1号ロ(1)におけるICチップが組み込まれていない本人確認書類(身体傷害者手帳、住民票の写し等)と同様の取り扱い(1書類の提示および転送不要郵便の送付)とする。 ・別途、対面の顧客に対し、ICチップが組み込まれていない本人確認書類の提示を依頼する。 ・取引を謝絶する。
2	第6条第1項1号イ・ロ	本人確認書類のICチップ情報(氏名、住居、生年月日、写真)について、「読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させること」とある。そのため、ICチップ情報は、券面記載事項や金融機関が保有する顧客情報等と照合する必要は無いとの理解でよいか。
3	第6条第1項1号イ・ロ	上記2でICチップ情報における写真を券面記載事項と照合する必要がある場合、写真の照合についてシステム(AIによる自動認証等)の活用は許容されるか。許容されない場合、その理由および補助的利用の可否についてご教示いただきたい。
4	第6条第1項1号イ・ロ	代理人が、取引名義人本人のICチップが組み込まれた本人確認書類を持参して本人確認を実施する場合、どのように取り扱えばよいか。
5	第6条第1項1号イ	現行の日本国旅券には、ICチップ情報に住居の情報がない(券面上にも住居の記載欄がない)ため、住居は補完書類の提示による確認が必須と思われるが、その取り扱いで問題ないか。
6	第6条第1項1号イ	2020年2月3日までに発行された日本国旅券における任意記載の「所持人記載欄(住所)」は、現状、本人確認書類としての住所の確認情報として認められている。 改正後、ICチップ情報にない住所の情報は、2020年2月3日までに発行された日本国旅券の任意記載の「所持人記載欄(住所)」の確認で本人確認が認められるのか。それとも別途、補完書類による確認が必要となるか。
7	第6条第1項1号ロ 第7条第1号ニ	第7条第1号ニに掲げる「印鑑登録証明書」、「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」及び「住民票の記載事項証明書」に類する書類であって、偽造を防止するための措置が講じられたものに関して、①どのような書類が該当するのか、②偽造を防止するための措置が講じられているかをどのように判定するのかについて、確認したい。 (2025年6月24日公示のパブリックコメントの回答No.30・31に追加して、具体的な内容があればご教示いただきたい。)
8	第19条第1項第2号	例えば、自治体窓口の登録ミスにより、顧客が提示するマイナンバーカード等のICチップ情報が最新の情報ではない(券面のみが最新の情報である)場合、金融機関はどのように取り扱うべきか。券面情報を本人確認結果として保存するのか。

項番	該当箇所	意見
9	第19条第1項第2号	第6条第1項第1号イ・ロに基づく顧客等の本人特定事項の確認を実施した際、ICチップ情報を読み取った情報は、確認記録としての記録は不要との理解でよいか。 また、確認記録としての記録が必要な場合、どのような記録とすべきか(例えば、日時や担当者の記録が必要となるか、ICチップ情報を読み取った旨の記録のみでよいか)。
10	全般(対象となる本人確認書類)	ICチップが組み込まれた本人確認書類は多岐に亘るが、利用頻度が少ないと想定されるICチップが組み込まれた本人確認書類の読取には、必ずしも対応する必要はないとの理解でよいか。 (費用対効果の観点から、利用頻度が高いマイナンバーカード、運転免許証のみに対応することによいか。)
11	全般(取引時確認済の顧客の取り扱い)	取引時確認済の顧客の本人確認について、改正後も、第16条第1項に基づく取引時確認の省略の扱いは変更が無いとの理解でよいか。また、変更がない場合、本人確認資料のICチップ情報の読み取りを省略できるのか。 さらに、改正前に取引時確認済とした顧客(ICチップ情報の読み取りを行っていないが取引時確認は完了している顧客)についても、本人確認資料のICチップ情報の読み取りを省略できるという理解でよいか。
12	全般(シンジケートローンにおける取り扱い)	シンジケートローンにおいては、施行規則第13条に基づき、アレンジャー(幹事銀行)が債務者や保証人等の本人確認をまとめて行い、その結果や証跡を他の参加銀行に共有することが一般的だが、改正後も当該取り扱いで問題ないか(参加銀行がICチップ情報の読み取りによる本人確認を行わなくてよい)。
13	全般(ICチップ情報を読み取ることのできるアプリの提供予定)	デジタル庁の「マイナンバーカード対面確認アプリ」のように、運転免許証、日本国旅券等のICチップ情報を読み取ることのできるアプリの作成・提供の予定はあるか。
14	全般(ICチップ情報の読み取り機器導入に対する支援措置)	ICチップ情報の読み取り機器の導入に係る費用に対して、金融機関等を対象とした国等による補助金・助成金等を検討されているか。
15	全般(行政からの周知)	ICチップ情報の読み取りにあたり、多くの顧客が暗証番号を失念する状況も想定されるため、国民への周知方法(広報、免許更新時案内等)について、現時点の方針があればご教示いただきたい。
16	全般(施行日)	改正後の本規則の施行にあたり、特定事業者においてICチップ情報の読み取りに必要な機器の導入や事務体制の整備、顧客への周知等が必要となるため、施行からの経過措置を設ける等の対応を検討いただきたい。

以 上